

2020年12月21日

加盟店各位

ヤマトフィナンシャル株式会社

「クロネコwebコレクト」クレジットカード払い 債権買戻請求に対するお支払い方法について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで「クロネコwebコレクト」クレジットカード払いご利用時に債権買戻請求（チャージバック請求）が発生した場合、「弊社指定口座へのお振込み」または「お支払予定の精算金から相殺」をお選びいただいておりますが、2021年2月1日以降発生分より原則直近のお支払予定の精算金からの相殺のみとさせていただきます。

加盟店の皆様におかれましては、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象加盟店様について

「クロネコwebコレクト」クレジットカード払いをご利用いただいている全加盟店様

2. 債権買戻請求（チャージバック請求）とは

クレジットカード払いでは、カード会員の利用否認等によりクレジットカード会社より売上代金の買戻し請求（チャージバック請求）が発生する場合があります。チャージバック請求が発生した際には、クレジットカード払い利用加盟店規約第16条に基づき、お支払予定の精算金より相殺させていただきます。

3. チャージバック請求発生時のお知らせ

弊社営業担当より、チャージバック請求の内容を記載した『相殺通知書』をメール・郵送等で加盟店様に送付しご連絡させていただきます。なお支払予定の精算金が相殺金額に満たない場合は、お振込みをお願いさせていただきます。

4. 適用開始について

2021年2月1日以降のチャージバック請求発生分より開始となります。

5. ご精算書の表示について

ご通知をもって相殺させていただくにあたり、ご精算書でチャージバック請求の明細が確認できるように致します。「クロネコwebコレクト」のご精算書とは別に『その他ご精算』のページが追加され、「債権買戻請求（チャージバック）」として相殺金が記載されます。

